

社説 「共謀罪」審議 政権の体質が見える

朝日新聞 2017年4月7日（金）

犯罪を行わなくても、計画の段階で処罰する「共謀罪」を広範囲に導入するための法案の審議が、衆院で始まった。性犯罪の厳罰化を柱とする刑法改正案を優先するべきだという声を、政府・与党が押しきった。

「魂の殺人」といわれる性犯罪に国はもっと厳しく臨むべきだ——。被害者だけでなく、裁判員裁判の判決などを通して明らかになっている大方の声だ。

それを後回しにして、人権を大きく制約しかねない法律の制定に突き進む。人々の思いと政権との間にあるギャップを象徴する国会運営となった。

これまで政府は、重い刑が定められている600超の犯罪すべてに共謀罪を設けなければ、組織犯罪対策のための条約に加盟できないと主張してきた。ところが審議入りした法案では277になっている。

これについて岸田外相は「今回は取り締まる対象団体を『組織的犯罪集団』に限ると明記し、犯罪の類型も、そうした集団の関与が現実的に想定されるものに絞った」と答弁した。

明らかなまやかした。

過去に3度廃案になった共謀罪法案でも、政府は「対象となるのは組織的犯罪集団に限られる」と説明してきた。外相や首相が知らないはずがない。

団体の要件を厳格化したと事実と異なる説明をし、過去の見解との間に食い違いがないように装いながら、国民を誤った理解に導く。あざとい答弁だ。

条約をその時々で都合よく解釈し、目的のためならば積み上げてきたものを無視する。長年の憲法解釈を一片の閣議決定で覆し、安保法制を制定した際にみせた政権の体質が、ここにも表れている。今後の答弁をどうやって信頼せよというのか。

277という数にも疑問符がつく。処罰範囲が広すぎるとの批判を受け、07年に自民党内で対象を150前後に抑える考えがまとまった。正式決定には至らなかったが、法務、外務両省の幹部も交えて検討した案だ。

当時の議論と今回の法案には大きな溝がある。対象犯罪をこれからの修正協議の材料に使おうという思いが潜むとすれば、誠実な態度とは言えまい。

多くの国民が危惧をおぼえるのは、法案自体がかかえる問題に加え、白を黒と言いくるめる政権、そして捜査や治安のためと称し、違法・脱法行為をくり返してきた捜査当局に対する根深い不信があるからだ。

「成案を得てから」として、この2カ月余、質問から逃げ続けてきた政府、とりわけ金田法相の姿勢と能力が問われる。

【主張】

テロ準備罪の審議 国際社会の環に参加せよ

産経新聞 2017.4.7

「テロ等準備罪」を新設する組織犯罪処罰法改正案が衆院本会議で審議入りした。

安倍晋三首相は「東京五輪・パラリンピックの開催を控え、テロ対策に万全を期すことは開催国の責務だ」と述べ、法案の成立を訴えた。

同罪の新設は、国連が採択した「国際組織犯罪防止条約」を批准するために求められた条件である。

日本はいまだ締結に至らず、国連加盟国中、未締結国は日本を含め、イラン、南スーダン、ソマリアなど11カ国にすぎない。

いつまでも日本が、テロ組織や国際組織犯罪に対峙(たいじ)する国際社会の弱い環(わ)でいるわけにはいかないはずだ。国民をテロや犯罪集団から守るための法改正でもある。政府は堂々と論戦に応じ、法案を通してほしい。

条約締結のために新設を目指した「共謀罪」は、「市民団体が処罰される」「内心の自由を侵害する」などの曲解や「居酒屋で上司を殴る相談をしても逮捕されるのか」といった極論にさらされ、過去に3度、廃案となった。

テロ等準備罪はこのため、共謀罪の構成要件を厳格化した。「組織的犯罪集団」を明確に限定し、犯罪を実行するための準備行為を処罰の対象とした。法案を読む限り、懸念は払拭されている。

共謀罪はいわば、国連の求めに対する満額回答であり、テロ等準備罪は、各国の国情や国内法に応じた許容範囲に当たる。

それでも、野党の反対は止まらない。民進党の山井和則国対委員長は会見で「1億総監視社会をつくりかねない危険極まりない法案だ」と述べ、社民党の又市征治幹事長は「思想・信条の自由などを侵す明白な違憲立法である」との談話を発表した。これらは反対のための反対に陥っていないか。

新法が処罰や捜査の対象とするのは、「テロリズム集団などの組織的犯罪集団」が、犯罪を実行するための準備行為を行った事案に限られる。テロ等準備罪による1億総監視や、個人の思想・信条に踏み込むことはできない。

政府にも注文がある。

法案に「テロリズム」の文言を使う以上、組織的犯罪集団の例示にとどめず、改めてその定義を新法にうたうべきではないか。その上で、法改正がテロとの戦いにどのように寄与するのか、具体的に語るべきである。

主張

教育勅語も「教材」

歴史反省しない政治は許せぬ

しんぶん赤旗 2017年4月7日(金)

安倍晋三政権が、戦前の「教育勅語」を学校教育の教材にすることを認める見解をまとめ、菅義偉官房長官や松野博一文部科学相が道德の教材にすることも「否定しない」と発言して反発を呼んでいます。異常な「天皇中心主義」で国民を戦争に駆り立てた「教育勅語」を、道德の教材にするなど許されません。菅長官は「憲法や教育基本法に反しなければ」としていますが、戦後の憲法や教育基本法制定に伴って国会でも排除・失効が決まった「教育勅語」が、憲法などと両立するわけはありません。安倍政権の態度は歴史を反省しない政治そのものです。

国民を戦争に駆り立てた

菅官房長官は、「政府として積極的に活用する考えはない」ともいいますが、どんなに取り繕っても、国民の基本的な人権を認めず、侵略戦争を推進した「教育勅語」を、道德教育を含め学校教育の教材にすることを認めた閣議決定や一連の発言の重大性は否定できません。

「森友学園」疑惑でも、幼稚園児に「教育勅語」を暗唱させ、それを安倍首相や稲田朋美防衛相が賛美していたことが問題になりましたが、安倍政権が「教育勅語」を道德などの教材にすることを認めるのは、「戦争する国」づくりを目指す教育の反動化の一環であることは明らかです。

「教育勅語」はもともと、「軍人勅諭」と並んで明治天皇が国民に押し付けたもので、日本は天皇の祖先（皇祖皇宗）が国を始めたとか、「一旦緩急あれば」国民は駆け付けて天皇を助けるとか、異常な「天皇中心主義」で国民を戦争に駆り立てた命令です。戦前の学校では「教育勅語」が特別の部屋などに置かれ、学校行事のたびに読み上げられて、児童や教師は最敬礼で聞くよう求められました。

アジア・太平洋戦争に日本が敗れた戦後、1946年から47年の憲法や教育基本法の制定によってこうした扱いが改められ、48年には衆院で「教育勅語等」の「排除」が、参院では「失効」が決議され、「教育勅語」に「指導原理的性格」を認めないことが明確にされました。こうした経過に照らせば、「教育勅語」の「教材化」などあってはならないことは明白です。

「教育勅語」を教材にしようという安倍政権の態度に、歴史を直視せず、侵略戦争を反省しない態度があるのは明らかです。もともと侵略戦争を肯定し、憲法を「押し付け」などと非難してきた安倍首相は、一昨年、戦後70年にあたって自らまとめた「70年談話」

などでも、戦前の日本が侵略戦争や植民地支配を行ったという認識は示さず、「反省」や「おわび」を自らの言葉では語ってきませんでした。「教育勅語」を復活させようという態度の根本にも、憲法などで排除・失効したことを認めない歴史逆行の姿勢があります。

「徳目がある」はすり替え

安倍政権や右翼勢力が、「教育勅語」にも家族愛や隣人愛などの徳目が含まれているというのは問題のすり替えです。「教育勅語」に盛り込まれた徳目は、あくまでも戦争が起きれば命をかけて天皇を守れという前提で、一般的に道徳を説いたわけではありません。

国民を戦争に駆り立てた「教育勅語」の復活は許されず、とりわけ「教育勅語」を道徳などの教材にするのは、絶対に認められることではありません。

「共謀罪」法案 徹底審議、野党共闘、国民運動で、必ず廃案に

志位委員長が表明

しんぶん赤旗 2017年4月7日(金)

日本共産党の志位和夫委員長は6日、国会内で記者会見し、同日、政府・与党が衆院で審議入りを強行した「共謀罪」法案について、「法案の内容、審議の進め方、ともに絶対に認めるわけにいかない」と批判し、「徹底審議、野党共闘、国民運動、この力で必ず廃案に追い込むために頑張りたい」と決意を表明しました。

志位氏は、法案の内容では、「問題点は山ほどあるが、とくに次の三つの大問題がきわめて重大だ」と述べました。

第一は、「心の中」を処罰する違憲立法であるということです。

志位氏は「何を考え、何を合意したかが処罰の対象となる。思想・良心・内心の自由を保障した憲法を蹂躪（じゅうりん）する文字通りの違憲立法だ。モノ言えぬ監視社会をつくるものとなる」と批判しました。

第二は、一般の人が処罰対象になるという問題です。

「組織的犯罪集団」を対象と説明する政府に対し、志位氏は「それを判断するのは捜査機関だ。市民運動、サークル活動なども含めて無限定に処罰の対象が広がる。一般の人が処罰の対象になる」と告発しました。

第三は、「テロ対策」と関係がないということです。

政府が「共謀罪」創設を「国際組織犯罪防止条約」の批准のためとしていることに関し、「この条約がテロを対象としていないことはすでに明らかにされている」と指摘しました。

志位氏は「違憲立法は廃案にするしかない」と強調しました。

審議の進め方について、志位氏は「与党のやり方は、議会制民主主義を踏みにじる、乱暴極まるものだ」と指摘。先に国会提出された刑法改正案を押しつけて「共謀罪」法案を強行しようとする姿勢は「国会運営のルール違反だ」と批判しました。審議が始まる前から政府・与党が「連休前」の衆院通過を狙う動きについて「これだけのたくさんの問題を抱えた法案を出口先にありきで通すなど絶対に認めるわけにいかない」と述べました。

「共謀罪」法案に対する藤野議員の質問（要旨）

衆院本会議

しんぶん赤旗 2017年4月7日(金)

日本共産党の藤野保史議員が6日の衆院本会議で行った「共謀罪」法案に対する質問（要旨）は次の通りです。

共謀罪は、過去3回、国会に提出されましたが、いずれも廃案に追い込まれました。何をしたかではなく、何を考えたか、合意したかが処罰の対象となり、内心の処罰に限りなく近づいていきます。

かつて国家権力が、市民の内心を侵害した反省から、近代刑法は「既遂」の処罰を大原則としています。共謀罪は、この近代刑法の大原則を覆し、憲法が保障する思想・良心の自由、表現の自由、適正手続き保障などを侵害する違憲立法です。

安倍政権は国民を欺くために、“東京五輪・パラリンピックを開催するには国際組織犯罪防止条約（TOC条約）の締結が必要であり、そのための「テロ等準備罪」”だと、過去3回と異なる説明を加えています。

東京五輪・パラリンピック開催決定後の治安対策の行動計画に、「共謀罪」の言葉は出てきません。「五輪のため」は、国民を欺く口実ではありませんか。

TOC条約の主眼は、マフィア等による国際的な経済犯罪の処罰化です。政府も、条約起草委員会の会合で、テロは「本条約の対象とすべきでない」と主張していました。

政府原案には「テロ」の文言が一つもなく、あわてて「テロリズム集団その他」の文言を加えましたが、いまだに第1条「目的」に「テロ」の文言はありません。「テロ等準備罪」の呼び名は、看板のつけ替えにすぎません。

同条約の対象犯罪を676から277に絞り込んだ判断基準は何ですか。犯罪の内容で対象犯罪を選別することはできないという過去の説明との整合性はつくのですか。政府の判断で選別できるなら、時の政権の判断で、いくらでも対象犯罪を増やせることになりません。

野党が情報開示を求める、同条約締結国での共謀罪・参加罪の規定、運用状況、国連の「立法ガイド」に関する資料、条約起草段階の外務省公電などを、政府は頑として開示しません。審議に不可欠なこれらの資料の開示を強く求めます。

同条約第34条1項は、「自国の国内法の原則に従って必要な措置をとる」と定めています。日本はすでにテロ防止のための13本の国際条約を締結し、66の重大犯罪について、未遂の前段階で処罰できる国内法を整備しています。共謀罪を新設することなく、ただちに同条約を締結すべきです。

政府は、組織的犯罪集団や準備行為という要件を加えたから「共謀罪とは全く異なる」と説明します。

組織的犯罪集団について、金田法相は、テロ組織、薬物密売組織、暴力団以外の団体も対象となりうると認めました。「一般人は対象にならない」どころか、誰もが対象になりうるのです。

準備行為は「客観的な危険性」を要求されておらず、日常的な行為も含みます。桜並木を歩くのが花見なのか、犯罪の下見なのか。金田法相は、違いは目的であり、目的を「しっかり調べる」と答弁しました。まさに内心を処罰することになるではありませんか。

組織的犯罪集団や準備行為にあたるかを判断するのは捜査機関です。何を目的に行動しているのかを判断するため、共謀罪の捜査では、盗聴、GPS、密告、スパイといった捜査手法が多用されます。

捜査機関は現在でも人権侵害の捜査を繰り返しています。共謀罪の新設による捜査権限の前倒しは、プライバシー権を侵害し、捜査の公正性をゆがめます。

戦前、治安維持法が審議された当時の若槻禮次郎内相は、同法が労働運動を制限するというのは「甚だしき誤解」だと繰り返しました。しかし、実際には、日本共産党だけでなく、労働組合、宗教団体、学生サークルなど、あらゆる団体が弾圧の対象になりました。

ひとたび内心を処罰する法律をつくれれば、時の政権と捜査機関次第で恣意（しい）的に解釈され、萎縮効果を生み、自由な社会をおしつぶしていく。これが歴史の教訓です。

安倍政権は、特定秘密保護法、盗聴法の拡大、安非法制＝戦争法を強行してきました。モノ言えぬ監視社会をつくる共謀罪は、これらと一体で日本を「戦争する国」に変質させるものです。

だからこそ、各地方議会や、日弁連と全国47の単位弁護士会、日本ペンクラブ、言論・出版人、刑法学者有志など広範な団体が反対の声を上げています。日本共産党は、世論と運動と固く連帯し、必ずこの法案を廃案に追い込む決意です。

「共謀罪」法案 廃案まで共にたたかおう

東京・日比谷 市民と野党抗議大集会

しんぶん赤旗 2017年4月7日(金)

東京都千代田区にある日比谷野外音楽堂で6日、「共謀罪」法案の廃案を求める大集会が開かれました。3700人(主催者発表)が「共謀罪NO!」と書かれたプラカードを掲げながら、「安倍政権の暴走止めよう」とコール。集会終了後、国会まで請願デモ行進をしました。

集会は、「共謀罪NO!実行委員会」と「総がかり行動実行委員会」が共催。会場いっぱいに参加した人びとは、「必ず廃案を勝ち取る」と口々に語りました。

主催者あいさつした、弁護士の海渡雄一さんは、「この国は、戦争か平和かの岐路に立っている。法案の廃案をめざして最後までたたかおう」と語りました。

学者や作家など5氏が発言しました。日本ペンクラブ専務理事で、ノンフィクション作家の吉岡忍さんは、「国民の思想の自由を奪う法律は、いつも拡大解釈されると歴史が証明している。私は共謀罪に反対します」と力を込めました。

立憲デモクラシーの会の山口二郎さん(法政大学教授)は、「野党4党とも協力していく。必ず廃案に追い込み、安倍政権を倒す決意でたたかきましょう」と訴えました。

日本共産党の田村智子副委員長、民進党の有田芳生、社民党の福島瑞穂、自由党の山本太郎、参院会派「沖縄の風」の伊波洋一の各参院議員がスピーチ。各氏は「市民と野党が力を合わせて必ず廃案に追い込もう」と呼びかけ、壇上に並んでプラカードを掲げました。



(写真)「共謀罪NO!!」のプラカードを掲げる集会参加者＝6日、東京・日比谷野外音楽堂

「共謀罪」攻防 政権、会期内成立狙う 4野党「廃案を」訴え 衆院審議入り

朝日新聞 2017年4月7日

「共謀罪」の趣旨を盛り込んだ組織的犯罪処罰法改正案が6日、衆院本会議で審議入りした。安倍晋三首相は東京五輪などを控え、「テロ対策は喫緊の課題」として成立を急ぐ姿勢を強調。民進、共産両党は「監視社会をつくる」などと法案の危険性を指摘し、自由と社民を含めた野党4党は廃案を訴えている。基本的人権を制約しログイン前の続きかねない法案だけに、審議の行方は後半国会最大の焦点となる。

与野党はこの日の日程でも激しく対立。野党4党が先に提出された性犯罪を厳罰化する刑法改正案を優先するよう求めたが、与党が拒み、議院運営委員長の職権で審議入りを決めた。金田勝年法相が趣旨説明を行った後、各党の質疑に入り、安倍首相は「我が国が、テロ組織による犯罪を含む国際的な組織犯罪の抜け穴となることを防ぐ」などとして、テロ対策にとって法案の早期成立が必要とした。

これに対し、民進党の逢坂誠二氏は質疑で「テロ対策を口実に成立を画策するのは実に姑息(こそく)な手口だ。法案はテロ対策の万能薬ではない」と指摘。共産党の藤野保史氏は「誰もが(処罰の)対象になりうる」としたうえで、「ひとたび内心を処罰する法律をつくれば、時の政権と捜査機関次第で、恣意(しい)的に解釈される」との懸念を示した。

政府・与党は6月18日の会期末までの成立を図るため、4月中または大型連休明けの衆院通過をめざす。5月下旬には法整備の必要性の根拠としている国際組織犯罪防止条約が署名されたイタリアのシチリア島でG7サミットが開かれるため、テロ対策強化をアピールしたいとの思惑もある。

一方、野党4党は廃案をめざす立場で一致。答弁が不安定な金田法相に照準をあわせ追及を強める。民進は6日、枝野幸男前幹事長を本部長とする「共謀罪」対策本部を設置。国会論戦だけでなく、世論を巻き込んだ反対運動を展開していく方針だ。日本維新の会は法案の修正を求めている。

法案が付託された衆院法務委員会では、継続審議となっていた民法改正案の7日の審議終了を主張する自民党の古川禎久筆頭理事が、委員長の議事進行に異を唱えて机をたたいたうえで辞意を漏らし、その後撤回するなど混乱。与党は野党に陳謝して事態收拾を図ったが、野党は「古川氏が交代しない限り審議に応じられない」と反発。11日から「共謀罪」法案の委員会審議に入る与党のシナリオは早くも狂い、12日以降にずれ込む見通しだ。

(田嶋慶彦)

「共謀罪NO」つきつける 市民らが国会までデモ

朝日新聞 2017年4月7日



プラカードを掲げ「共謀罪」法案に反対する人たち＝6日午後6時27分、東京都千代田区